

令和6年 第1回（1月） 筑紫野市議会臨時会

【総務市民委員会 委員長報告】

『議案第1号 筑紫野市手数料条例の一部を改正する条例の制定』の件について、審査の経過と結果をご報告いたします。

本件は、戸籍法の一部を改正する法律が令和6年3月1日に施行されることにより、本籍地以外の市区町村でも戸籍謄本等の交付請求が可能となること、及び行政機関に戸籍謄本等を提出する必要がある行政手続きを行う場合において、戸籍電子証明書提供用識別符号等を提出することにより、戸籍謄本等の提出を省略できるようになることなどに伴い、その手数料が地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令等で定められたため、条例の一部を改正するものです。

委員会では、手数料の標準金額はどのようにして定められるのか、との質疑があり、執行部からは、窓口対応や証明書の作成に係る人件費やシステム経費等の物件費など、事務を行うにあたり必要な経費を踏まえて設定されている、との答弁がありました。

また、一委員から、戸籍電子証明書提供用識別符号は同一人について固有の符号なのか、発行の都度変わるのか、との質疑があり、執行部からは、請求の度に変更され、行政機関が確認できる期間は発行から3か月以内となる予定である、との答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。